

WebARENA 専用サーバーホスティングサービス

[WebARENA Solo サービス]

利 用 規 約

2017. 3. 1 改定

株式会社エヌ・ティ・ティピー・シーコミュニケーションズ

WebARENA 専用サーバーホスティング利用規約

2017年3月1日改定

第1章	総則	1
第2章	契約	1
第3章	契約者の義務	3
第4章	品質保証制度	5
第5章	提供中止および提供停止	5
第6章	料金等	6
第7章	データ・ソフトウェア等の取り扱い	7
第8章	損害賠償	7
第9章	雑則	8

WebARENA 専用サーバーホスティングサービス利用規約

第1章 総則

(利用規約の適用)

第1条 株式会社エヌ・ティ・ティピー・シーコミュニケーションズ(以下、「当社」といいます。)は、WebARENA 専用サーバーホスティングサービス利用規約(以下、「利用規約」といいます。)を定め、WebARENA 専用サーバーホスティングサービスを契約した契約者に対し、この利用規約に基づき WebARENA 専用サーバーホスティングサービス(以下、「本サービス」といいます。)を提供します。

2 契約者は利用規約を遵守して、本サービスを受けるものとします。

(利用規約の変更)

第2条 当社は、この利用規約を変更することがあります。この場合の料金その他の提供条件は、変更後の利用規約によります。

2 利用規約の変更にあたっては、当社は当該変更の対象となる契約者に対しその内容を告知あるいは通知するものとします。ただし、この告知あるいは通知が到達しない場合であっても変更後の利用規約が適用されるものとします。

(サービスの提供区域)

第3条 本サービスの提供区域は、日本国内とします。

(サービスの種別)

第4条 当社が提供する本サービスは、当社の指定したオペレーションシステムおよびソフトウェアの環境をセッティングしたサーバーを、当社の指定したデータセンターに1台以上設置し、インターネットに接続したシステムを基本サービスとします。基本サービスの種類、内容等については、「別紙1(サーバータイプ)」に定めるとおりとします。

2 当社は基本サービスに付随して、オプションサービスを提供します。オプションサービスの種類、内容等については、「別紙2(オプションサービス)」に定めるとおりとします。

(サービスの終了)

第5条 当社は、本サービスの一部または全部を変更または終了することがあります。

2 当社は、基本サービスの重要な変更または終了のときは、該当する基本サービスの契約者に対し、変更または終了する3か月前までにその旨を書面により通知します。

3 当社は、オプションサービスの重要な変更または終了のときは、該当するオプションサービスの契約者に対し、変更または終了する2か月前までにその旨を書面にて通知します。

4 当社は、前2項に定める場合以外の本サービスの変更を行う場合には、該当する本サービスの契約者に対し、事前に当社の定める方法により通知します。

第2章 契約

(契約の単位)

第6条 契約者が複数の本サービスを申し込む場合には、当社とサービス利用契約(以下、「利用契約」といいます。)を個々に締結するものとします。

2 当社は、利用規約の他必要に応じて特約を定めることがあります。この場合、契約者は利用規約とともに特約を遵守するものとします。

(契約期間)

第7条 基本サービスの契約期間は次の種別があります。

(1) 通常契約

契約期間が1年間のもの

(2) 長期契約

契約期間が2年間のもの

(3) 短期契約

契約期間が3か月間のもの

2 基本サービスの契約期間は、第12条(契約の成立)第1項に定める利用開始日から起算します。

3 契約者の申し込みにより契約期間を経過する前に契約期間を変更した場合、当該変更後サービスの契約期間は、当該変更日から起算するものとします。

4 オプションサービスの契約期間は、「別紙2(オプションサービス)」にてオプションサービスごとに定めるとおりとします。

5 契約者または当社から期間満了の1か月前までに解除の旨を書面により通知しない場合には、期間満了後1か月単位で更新されるものとし、その後の更新についても同様とします。

6 契約者の申し込みにより、契約期間を経過する前にサーバータイプを変更した場合、当該変更後サービスの契約期間は、当該変更日から起算するものとします。

7 基本サービスへのサーバーの追加申し込みをする場合、追加後の基本サービスの契約期間は、最初に申し込んだサーバーの契約期間とします。

- 8 契約者の申し込みによる契約期間の変更は、通常契約から長期契約、長期契約から通常契約、短期契約から通常契約もしくは長期契約のみ可能とし、通常契約または長期契約から短期契約への変更は不可とします。
- 9 契約期間満了後の1か月単位での更新期間には基本サービスの契約期間を変更することはできません。

(サービスの提供条件)

第8条 当社は利用契約ごとに専用サーバー、ID およびパスワードを定めます。

- 2 当社は、利用契約により、IP アドレスの払い出しを行い、払い出しを行った IP アドレスのうち1つを専用サーバーに付与します。契約者は、当社が IP アドレスを付与したサーバーを利用するものとします。
- 3 契約者は、サービスの利用に際して当社がサーバーを運用するデータセンターに立ち入ることはできません。

(契約の申し込み)

第9条 本サービスの利用は、当社所定の契約申し込み方法によって申し込むものとします。

- 2 前項の申し込みにおいて、別に当社が定める本人確認資料等の提出が必要な場合があります。
- 3 利用申し込み時の記載その他当社に提出する資料に、個人情報に記載する場合には、当社に個人情報を提供することについて、本人に同意を得た上で記載するものとします。
- 4 当社は、別途定める審査基準に従い、申し込み内容を審査します。審査基準に適合した場合、当社は本サービス利用の申し込みを承諾します。
- 5 当社は、本サービスの提供に必要なときは、契約者に別途、資料等の提示を求めることがあります。

(契約者情報の開示)

第10条 契約者は、当社が本サービスに基づき提供されるソフトウェアの権利者に対して、契約者を特定する情報(契約者名、住所、電子メールアドレス等)を開示することまた開示された権利者がそれを利用することを承諾するものとします。

- 2 契約者は、当社が、本サービスの提供に必要な範囲において、委託先に契約者の情報を提供することを承諾します。

(保証金)

第11条 当社は、第9条(契約の申し込み)第4項に定める審査結果により、利用契約の月額料金の3ヶ月分相当額を保証金として、契約者が当社に預け入れることを条件に、申し込みを承諾する場合があります。

- 2 契約者は、前項の通知を受けた場合、当社の指定する期日までに、保証金を当社の指定する方法により支払うものとします。契約者が、保証金の支払いを行わなかった場合には、利用契約は成立しなかったものとみなします。
- 3 当社は、利用契約が終了した場合、保証金を契約終了後3ヶ月以内に、契約者に利息を付けることなく返還します。
- 4 当社は、契約者に対し本サービスに関する、債権の回収が困難と判断した場合、ただちに保証金を任意に処分し、その代金を当該契約者の債務の弁済に充当します。当社は、充当を行った場合、ただちに契約者にその旨を通知します。
- 5 契約者は、前項に定める保証金が債務の弁済に充当された場合、当社の定める期日までに、充当に要した保証金に相当する額を新たな保証金として支払うものとします。
- 6 当社は、第4項に定める場合以外、保証金を処分致しません。

(契約の成立)

第12条 当社が本サービス利用の申し込みを承諾した場合は、利用開始日を記載した書面により通知します。利用契約はこの利用開始日に成立します。

- 2 申し込みに係る本サービスの提供は、原則として申し込みを受け付けた順に行います。ただし、事情によりその順序を変更することがあります。
- 3 当社は、次の場合にはサービス利用の申し込みを承諾しないこと、また承諾を取り消すことがあります。
 - (1) 申し込みをした者が第30条(提供停止)第1項各号のいずれかに該当するとき
 - (2) 申し込みをした者が過去において第30条(提供停止)第1項各号のいずれかに該当したとき、または、当社の提供する他のサービスにおいて同様の行為を行ったことがあるとき
 - (3) 契約申込書に虚偽を記載したとき
 - (4) 申し込みをした者が当社の提供するサービスの料金または手続きに関する費用等の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき
 - (5) 申し込みをした者が指定した支払い口座が金融機関等により利用の差止めが行われているとき
 - (6) 本サービスの提供が技術上著しく困難なとき
 - (7) 前各号のほか、当社の業務遂行上支障があるとき
- 4 当社が申し込みを承諾しない、また承諾を取り消す場合には、当社は申し込み者に対しその旨を通知します。

(サービス内容の変更)

第13条 契約者が、本サービス内容の変更を希望する場合は、当社が別途定める方法により変更を申し込むものとします。

- 2 前項の申し込みを承諾した場合は、当社は契約者に対しその旨を通知します。
- 3 第1項の申し込みがあった場合に、技術的に困難であるなど当社の業務遂行上支障があるときは、当社は申し込みを承諾しないことがあります。この場合は契約者にその旨を通知します。
- 4 契約者によるサービス内容変更は、当社が変更を承諾し変更後のサービスが利用開始となった日より適用します。

(契約者の地位の承継)

第 14 条 契約者である個人が死亡したときは、契約者の相続人は、すみやかにその旨を当社に書面で通知するものとします。当社が契約の承継を承諾しない場合、当社はその通知受領後 14 日以内に、当該相続人に書面による通知により利用契約を解除することができるものとします。

2 契約者である法人が合併または会社分割、営業譲渡などにより契約者の地位の承継があった場合には、契約者はその旨をただちに当社に書面で通知するものとします。当社が承継を承諾しない場合、当社はその通知受領後 14 日以内に、当該承継法人に書面による通知により利用契約を解除することができるものとします。当社が解除しなかった場合、承継した法人は利用契約に基づく一切の債務を承継するものとします。

(契約者の名称等の変更)

第 15 条 契約者は、次の各号に変更があったとき(前条による場合を含みます。)は、変更内容をすみやかに当社に届け出るものとします。

- (1) 商号および本店所在地または住所
- (2) 氏名または代表者名
- (3) 法人の場合は、資本の額
- (4) 第 22 条(利用責任者)に定める利用責任者に関する事項
- (5) 当社に届け出た請求書送付先に関する事項

2 前項の届け出があったときは、当社にその届け出のあった事実を証明する書類を提出するものとします。

(権利の譲渡等の制限)

第 16 条 契約者は本サービスの提供を受ける権利等、利用契約上の権利の一部または全部を、当社の承認なく第三者に譲渡、貸与、質入れ等の行為をすることを禁止します。

(契約者が行う利用契約の解除)

第 17 条 契約者は、利用契約を解除するときは、当社に対し解除の日の 1 か月前までに解除の旨および解除するサービスなどを当社が別途定める書面により通知するものとします。

2 前項の通知を受領した月の翌月末日を解約日とします。

(当社が行う利用契約の解除)

第 18 条 当社は、次にあげる事由があるときは、利用契約をただちに解除することができるものとします。

- (1) 第 30 条(提供停止)第 1 項に基づき当社が本サービスの提供を停止し、停止の日から 14 日以内に停止の原因となった事由が解消されないとき
- (2) 第 30 条(提供停止)第 1 項各号のいずれかの事由があり、本サービスの提供に著しく支障を及ぼすおそれがあると認められるとき
- (3) 利用契約上の債務の履行を怠ると考えられる明白な理由があるとき
- (4) 契約者と料金支払者が異なる場合において、料金支払者より、料金の支払停止の通告があり、契約者がそれに替わる料金支払方法を、当社の定める期間内に届け出ないとき
- (5) 当社が提供する他のサービスにおいて、利用規約違反により契約を解除されたとき
- (6) 契約するサーバータイプのハードウェア保証期間が切れたとき

2 前項の規定により利用契約を解除するときは、当社は契約者に対しその旨を通知します。

第3章 契約者の義務

(機器等の管理)

第 19 条 契約者は本サービスの提供に関し、当社が契約者に提供する機器またはソフトウェアについて、次の条件を守るものとします。

- (1) 契約者は、機器またはソフトウェアについて、第三者に対し貸与、譲渡、使用許諾その他の処分をしないこと
- (2) 機器またはソフトウェアを善良な管理者の注意をもって管理すること
- (3) ソフトウェアの利用に関し、第 42 条(ソフトウェア等の著作権等)の規定を遵守すること

2 前項の規定に違反して機器またはソフトウェアを亡失または毀損した場合は、当社のオペレータまたは当社が指定する者が当該機器またはソフトウェアを復活または修理するものとし、その費用は契約者が負担するものとします。

(IDおよびパスワードの管理)

第 20 条 契約者は本サービスにて提供されるIDおよびパスワードを厳重に管理するものとし、これらの不正使用により当社あるいは第三者に損害を与えることのないように万全の措置を講じるものとします。また、契約者は不正使用に起因するすべての損害について責任を負うものとします。

2 契約者は、IDおよびパスワードが第三者によって不正に使用されたことが判明した場合には、ただちに当社にその旨を連絡するものとします。

3 当社は、IDおよびパスワードの漏洩、不正使用などから生じたいかなる損害についても、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

(契約者の協力義務)

第 21 条 当社は次の場合、契約者に対し利用契約に関する契約者の機器・情報・資料その他の物品の提供、および当

社が行う調査に必要な契約者の設備等への立入調査等の協力を求めることができるものとします。この場合、契約者はこれに応じるものとします。

- (1) 契約者による利用契約の遵守状況を調査、確認するため必要な場合
- (2) 故障予防または回復のため必要な場合
- (3) 技術の上必要な場合
- (4) その他、当社が必要と判断する理由がある場合

2 契約者は、本サービスに係る電磁的記録が不正に搾取される等、本サービスが不正に利用されまたは利用されようとしているときは、ただちに当社に通知するものとし、本サービスの不正利用に関する当社の調査に協力するものとします。

(利用責任者)

第 22 条 本サービスの利用にあたり、契約者はあらかじめ利用責任者を選任し、その連絡先住所、電話番号および電子メールアドレスを当社に書面で届け出るものとします。利用責任者が交代したとき、または連絡先に変更があった場合はただちに当社に書面で通知するものとします。通知なく、連絡が取れないことによって引き起こされる損害に対して、当社は一切の責任を負いません。

2 利用責任者は当社との連絡、協議の任にあたるとともに、利用規約に基づく情報通信サービスの利用適正化を図るものとします。

(電子メールによる応答義務)

第 23 条 契約者は、常に当社からの電子メールが、契約者が届け出た連絡先電子メールアドレスに確実に到達しうるようにし、当社から依頼のあった場合には、それに対して遅滞なく応答をおこなうこととします

2 当社は、契約者に対し、有益と思われるサービスや、ビジネスパートナーの商品・サービス等の情報を電子メールで送信する場合があります。契約者は、当該メールが不要な場合には、当社に申し出るにより、このような電子メールの送信を停止させる事ができます。

(必要情報の提供)

第 24 条 契約者は、本サービス利用のために当社に提供した全ての情報を正確かつ最新のものに保ち、すみやかに当社に提供するものとします。

(技術基準の維持)

第 25 条 契約者は、第 55 条(技術的条件)に定める技術的条件を遵守するものとします。

(禁止行為)

第 26 条 契約者は、本サービスの利用にあたり、次の行為を行わないものとします。

- (1) 法令に違反する、またはそのおそれのある行為、あるいはそれに類似する行為
- (2) 当社あるいは第三者を差別もしくは誹謗中傷し、またはその名誉、信用、プライバシー等の人格的権利を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
- (3) 個人情報その他第三者に関する情報を偽りその他不正な手段を用い収集、取得する行為、あるいはそれに類似する行為
- (4) 個人情報を本人の同意なく違法に第三者に開示、提供する行為、またはそれに類似する行為
- (5) 当社あるいは第三者の著作権、その他の知的財産権を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
- (6) 当社あるいは第三者の法的保護に値する一切の利益を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
- (7) 犯罪行為、犯罪行為をそそのかしたり容易にさせたりする行為、またはそれらのおそれのある行為
- (8) 虚偽の情報を意図的に提供する行為、あるいはそのおそれのある行為
- (9) 公職選挙法に違反する行為、またはそのおそれのある行為
- (10) 無限連鎖講(「ねずみ講」)あるいはそれに類似する行為、またはこれを勧誘する行為
- (11) わいせつ、児童売春、児童買春、児童ポルノ、児童虐待にあたるコンテンツを発信・記録・保存する行為、および児童の保護等に関する法律に違反する行為、あるいはそれに類似する行為
- (12) 風俗営業等の規制および適正化に関する法律(以下、「風営適正化法」といいます。)が規定する映像送信型風俗特殊営業、あるいはそれに類似する行為
- (13) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(以下、「出会い系サイト規制法」といいます。)が規定するインターネット異性紹介事業、あるいはそれに類似する行為
- (14) 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、未承認もしくは使用期限切れの医薬品等の広告を行う行為、またはインターネット上で販売等が禁止されている医薬品を販売等する行為
- (15) 当社の本サービスの提供を妨害する行為、またはそのおそれのある行為
- (16) 第三者の通信に支障を与える方法あるいは態様において本サービスを利用する行為、またはそのおそれのある行為
- (17) 当社あるいは第三者の運用するコンピュータ、電気通信設備等に不正にアクセスする行為、クラッキング行為、アタック行為、および当社あるいは第三者の運用するコンピュータ、電気通信設備等に支障を与える方法あるいは態様において本サービスを利用する行為、およびそれらの行為を促進する情報掲載等の行為、あるいはそれに類似する行為

- (18) 無断で第三者に広告、宣伝もしくは勧誘の電子メール(特定電子メールを含むがそれに限定されない)を送信する行為、または第三者が嫌悪感を抱く、もしくはそのおそれのある電子メール(「嫌がらせメール」、「迷惑メール」)を送信する行為、あるいはそれに類似する行為
 - (19) コンピュータウイルス等他人の業務を妨害するあるいはそのおそれのあるコンピュータ・プログラムを本サービスを利用して使用したり、第三者に提供する行為、またはそのおそれのある行為
 - (20) 第三者の通信環境を無断で国際電話あるいはダイヤル Q2 等の高額な通信回線に変更する行為、および設定を変更させるコンピュータ・プログラムを配布する行為
 - (21) 本サービスからアクセス可能な第三者の情報を改竄、または消去する行為
 - (22) 他人の ID を不正に使用する行為、あるいはそれに類似する行為
 - (23) ひとつの ID を重複して同時にログインする行為
 - (24) その他、他人の法的利益を侵害したり、公序良俗に反する方法あるいは態様において本サービスを利用する行為
- 2 前項に規定する行為には、当該行為を行っているサイトへリンクを張る等、当該行為を誘引する、または結果として同等となる行為を含みます。
- 3 第1項第 16 号および第 17 号については、風営適正化法または出会い系サイト規制法の定めに従い、適正に事業運営されていることを、当社が確認できたものは、第1項の規定適用から除外し、特別に本サービスの利用を認める場合があります。ただし、その後契約者が第1項で定める禁止行為を行った場合や、不適正な事業運営であると当社が判断した場合は、第 30 条(提供停止)に定めるサービスの提供の停止を含む措置を行うことがあります。
- 4 契約者が第1項で規定する禁止行為に該当する行為を行っているとして当社で判断した場合、当社は、第 30 条(提供停止)に定める措置を行うほか、契約者の違反行為にかかわる苦情対応に要した稼働等の費用、および当社が契約者の違反行為により被る損害費用等を契約者に請求することがあります。

第4章 品質保証制度

(品質保証制度)

第 27 条 当社は、次の項目について本サービスの品質を保証するものとし、保証基準は「別紙 4(品質保証と計算方法)」に定めるものとします。

(1) ネットワーク稼働率

2 前項の規定は、第5章 提供中止および提供停止に該当する理由がある場合、または前項の保証に対する違背が当社の責に帰すべき事由によるものでない場合は適用しません。

3 契約者が本条に定める品質保証制度による減額の適用を受けるためには、当社の別途定める様式により、発生月の翌月末日まで(以下「申告期間」という。)に申告するものとします。また、申告期間を経過した場合には、減額の適用を受けることができないものとします。

第5章 提供中止および提供停止

(非常事態時の利用の制限)

第 28 条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあるときは、本サービスを制限する措置をとることがあります。

(提供中止)

第 29 条 当社は、次の場合には、本サービスの一部または全部の提供を中止することができるものとします。

(1) 当社の設備の保守または工事のためやむを得ないとき

(2) 当社または他の電気通信事業者の設備の障害等の発生またはその防止のためにやむを得ないとき

(3) 当社の設備に不正アクセス、クラッキング、アタック等の行為があったとき、または、これらの行為が行われていると疑われるとき

(4) 第 28 条(非常事態時の利用の制限)に基づき本サービスの利用の制限を行うとき

2 当社は本サービスの提供を中止するときは、契約者に対しその旨とサービス提供中止の期間を事前に通知します。ただし、緊急やむを得ないときはこの限りではありません。なお、これにより契約者に損害が発生した場合当社は一切の責任を負いません。

(提供停止)

第 30 条 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、本サービスの提供を停止することができるものとします。

(1) 利用契約上の債務を履行しなかったとき

(2) 第3章に定める契約者の義務に違反したとき

(3) 当社が提供するサービスの利用に関し、直接または間接に当社または第三者に対し、過大な負荷または重大な支障(設備やデータ等の損壊を含むがそれに限定されない)を与えたとき

- (4) 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限および発信者情報の開示に関する法律に関する申告があり、その申告が妥当であると当社が判断する相当の理由があるとき
 - (5) 契約者と料金支払者が異なる場合において、料金支払者より料金の支払停止の通告があり、契約者がそれに替わる料金支払方法を、当社の定める期間内に届け出ない場合
 - (6) 当社が提供する他のサービスにおいて、利用規約違反により契約を解除されたとき
 - (7) その他、当社が不適切と判断するとき
- 2 当社は契約者に通知することなく、前項の規定により本サービスの全部もしくは一部の提供を停止、あるいは停止のために必要な措置をとることができるものとします。これにより契約者に損害が発生した場合、当社は一切の責任を負わないものとします。

第6章 料金等

(料金等)

第 31 条 本サービスの料金は「別紙(料金表)」に定めるものとします。

(料金等の支払義務)

- 第 32 条 契約者は、前条(料金等)の料金を支払う義務を負います。
- 2 第 30 条(提供停止)の規定により本サービスの提供が停止された場合であっても本サービスの料金の算出については、当該サービスの提供があったものとして取り扱います。
- 3 第 12 条(契約の成立)第 3 項の規定により、当社が契約の承諾を取り消した場合であっても、当社は利用申し込み者に対して契約が成立した場合と同額の損害金を請求できるものとします。損害金の請求の手続は料金等の請求の手続と同様とします。
- 4 契約者の申請を当社が承諾し、利用規約に定める範囲外の作業を行った場合、契約者は当社の請求する特別料金を支払うものとします。当社は当該作業について特別料金が必要となる場合、契約者に対してその旨を事前に通知します。

(料金等の計算方法)

第 33 条 次の各号の場合を除き、毎月、暦月に従って計算した料金の額とします。

- (1) 利用開始月の料金の額は、初期料金の合計額とします
 - (2) 契約の解除(契約期間を経過する前に解除があった場合を除きます。)の日は当該月末日とし、当該月の料金の額は当該月の末日までの月額料金の額とします
 - (3) 契約者の申し込みによりサーバータイプを変更した場合、当該変更月は、当該変更後のサーバータイプに係る初期料金と変更前サーバータイプの月額料金を支払うものとします。当該変更月の翌月以降は、毎月、当該変更後のサーバータイプの月額料金を支払うものとします
 - (4) 契約者の申し込みにより契約期間を経過する前に契約期間を変更し、当該変更前後で料金が増額になる場合、当該変更月は、当該変更後サービスの月額料金から当該変更前サービスの月額料金を引いた額に当該変更前サービスの当該変更月までの利用開始翌月からの利用期間を乗じて得た額と、当該変更前サービスの月額料金の額との合計額とします。当該変更月の翌月以降は、毎月、当該変更後サービスの月額料金を支払うものとします。当該変更前後で料金が減額となる場合は、当該変更月は、当該変更前サービスの月額料金を支払い、当該変更月の翌月以降は、毎月、当該変更後のサービスの月額料金を支払うものとします
 - (5) 前号において、契約期間の変更とともにサーバータイプの変更を行う場合、契約期間変更に係る料金とサーバータイプ変更に係る料金の両方を支払うものとします。契約期間変更に係る料金については、当該変更前サービスのサーバータイプの料金にて計算するものとします
- 2 1 つのサービスにおいて、同時に 2 つ以上のサービス内容を変更する場合、個別にサービス内容の変更があったものとして変更の料金を算定します

(違約金)

第 34 条 契約期間が経過する前に利用契約を解除した場合は、当該解除があった次の日から当該契約期間の末日までの期間に対応する本サービスに係る料金額を、契約解除月の月額料金の請求にあわせて支払うものとします。

(料金等の支払方法)

第 35 条 契約者は、料金等を申し込み時の契約者の申請により当社が承諾した口座振替または銀行振込のいずれかの方法により支払うものとします。支払いに関する細部条項は契約者と収納代行会社、金融機関等との契約条項または当社が指定する期日、方法によります。なお、契約者と収納代行会社、金融機関等間で紛争が発生した場合は、当該当事者双方で解決するものとし、当社には一切の責任がないものとします。

(割増金)

第 36 条 料金等の支払いを不当に免れた契約者は、その免れた額に加え、その免れた額と同額を割増金として当社が指定する期日までに支払うものとします。

(延滞損害金)

第 37 条 契約者が、料金その他の債務(延滞損害金は除きます。)について支払い期日を経過してもなお支払いがない場合、当該契約者は支払い期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、遅延日数 1 日につき年 14.5%の割

合で計算して得た額を、延滞損害金として当社が指定する期日までに支払うものとします。

(割増金等の支払方法)

第 38 条 第 36 条(割増金)および前条(延滞損害金)の支払いについては、当社が指定する方法により支払うものとします。

(消費税)

第 39 条 契約者が当社に対し本サービスに係わる債務を支払う場合において、消費税法および同法に関する法令の規定により当該支払いについて消費税および地方消費税が賦課されるものとされているときは、契約者は当社に対し当該債務を支払う際に、これに対する消費税および地方消費税相当額をあわせて支払うものとします。

(端数処理)

第 40 条 当社は料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(集金代行の委託)

第 41 条 契約者は、本サービスの料金等の入金案内について、当社が当該債権の入金案内業務を、集金代行業務を行なう会社へ委託することを、予め承諾するものとします。

第7章 データ・ソフトウェア等の取り扱い

(ソフトウェア等の著作権等)

第 42 条 契約者に提供されるソフトウェアおよびその他の各種情報(以下、「ソフトウェア等」といいます。)については、その著作権、ノウハウ等の知的所有権のすべてを当社または当社にこれらの情報の利用を許諾した第三者が所有します。

2 契約者は、当社が別途通知するソフトウェアに関する権利者との使用許諾契約を順守するものとします。また、当該使用許諾契約は、ソフトウェアの権利者または当社が任意に変更できるものとし、その変更のための手続きは、利用規約に準ずるものとします。

3 契約者は、ソフトウェア等を本サービス利用の目的にのみ利用することができ、これ以外の目的での利用はできません。

(データ等の滅失)

第 43 条 当社が本サービスで提供するサーバーおよびバックアップストレージのデータ等が、滅失、毀損、漏洩、その他本来の利用目的以外に使用されたとしても、その結果発生する直接あるいは間接の損害について、当社はいかなる責任も負わないものとします。

(データ、ソフトウェア等の消去)

第 44 条 当社は、契約者の登録した情報等または契約者の管理する情報等が、第 30 条(提供停止)第 1 項各号のいずれかに該当するときは、契約者に対し何らの通知なく、現に蓄積している情報を削除し、または情報の転送もしくは配送を停止することがあります。

2 当社は、前項に基づく情報等の削除または転送もしくは配送の停止に関し、いかなる責任も負わないものとします。

(解約時のデータ、ソフトウェア等)

第 45 条 第 17 条(契約者が行う利用契約の解除)または第 18 条(当社が行う利用契約の解除)により、サービスを解除された場合、サーバーおよびバックアップストレージ内のデータ、ソフトウェア等を削除します。これによる契約者の直接あるいは間接の損失、損害等に対して、当社はいかなる責任も負わないものとします。

第8章 損害賠償

(責任の制限)

第 46 条 当社は本サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき理由により、契約者に対し本サービスを提供しなかったときは、契約者が本サービスを全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻(以下「障害発生時刻」といいます。)から起算して、連続して 24 時間以上、本サービスが全く利用できなかったときに限り、損害の賠償をします。

2 前項の場合において、当社は、障害発生時刻における契約者との契約内容の月額料金を限度として損害の賠償をします。

3 第 1 項の場合において、当社の故意または重大な過失により本サービスを提供しなかった場合には、前項の規定は適用しません。

(免責)

第 47 条 第 46 条(責任の制限)の規定は、利用契約に関して当社が契約者に負う一切の責任を規定したものとします。当社は契約者、その他いかなる者に対しても本サービスを利用した結果について、本サービスの提供に必要な設備の不具合・故障、その他本来の利用目的以外に使用されたことによってその結果発生する直接あるいは間接の損害について、当社は第 46 条(責任の制限)の責任以外には、法律上の責任並びに明示または黙示の保証責任を問わず、い

かなる責任も負わないものとします。また、利用規約の定めに従って当社が行った行為の結果についても、原因の如何を問わずいかなる責任も負わないものとします。ただし、当社に故意または重大な過失があった場合には、本条は適用しません。

第9章 雑則

(第三者利用)

第 48 条 契約者は、本サービスを利用して第三者にサービスを提供する等、第三者に本サービスの一部または全部を利用させる場合には、自己の責任で利用させるものとし、当該利用に関して、当社を免責しなければならないものとします。

2 前項の場合において、契約者は、当該第三者に対して、第3章に定める契約者の義務を遵守させなければならないと、当該第三者が第3章に定める契約者の義務に違反した場合は、契約者が違反したものとみなし、当社は、提供停止等の措置を取ることができるものとします。

3 第1項の場合において、契約者は、本サービスを利用させた第三者に対し、当社の免責および当社への苦情、クレーム等の防止について明確な措置を行うと共に、第三者より損害賠償等があった場合には、一切の折衝と賠償の責を負うものとします。

4 前項に係らず、第三者から当社に損害賠償請求があった場合には、当該請求への対応に要した稼働等の費用、および当社から第三者に対する損害費用等を契約者に請求することがあります。

(契約者の自己負担)

第 49 条 本サービスの利用に関連して、契約者が他の契約者もしくは第三者に対して損害を与えた場合、または契約者が他の契約者もしくは第三者と紛争を生じた場合、契約者は自己の費用と責任で解決するものとし、当社に何らの迷惑または損害を与えないものとします。

2 契約者が、本サービスを利用することにより、第三者に損害を与え、そのことにより当社が損害を被った場合には、契約者は、当社に対しその損害を賠償するものとします。

(お客さま情報の保護)

第 50 条 当社は、利用契約に関連し、知り得た契約者の技術上、営業上またはその他の業務上の情報(以下「お客さま情報」といいます。)を、当社が別に定め公表する「個人情報保護方針」に記載された利用目的のほか契約者に同意を得た範囲内でのみ利用するものとします。

2 当社は、お客さま情報を、個人情報と同等の安全管理措置を講じて保護するものとします。

3 当社は、お客さま情報を、利用規約に明示された場合または法律上開示が認められる場合(正当防衛、緊急避難等を含む。)を除き、第三者に開示、提供しないものとします。

(残存条項)

第 51 条 前条(守秘義務)については、利用契約終了の後も効力を有するものとします。

(第三者への委託)

第 52 条 契約者は、当社が本サービスを提供するにあたり、本サービスの全部または一部を当社の指定する第三者に委託することを了承するものとします。

(管轄裁判所)

第 53 条 契約者と当社との間で本サービスの利用に関連して紛争が生じた場合は、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(準拠法)

第 54 条 利用規約の解釈・適用・履行については、特段の定めがない限り、日本法を適用します。

(技術的条件)

第 55 条 本サービスにおける基本的な技術事項は、「別紙 3(技術的事項)」のとおりとします。

付則

この利用規約は、2017年3月1日から改定実施します。

別紙(料金表)、別紙 1(サーバータイプ)、別紙 2(オプションサービス)、別紙 3(技術的事項)、
別紙 4(品質保証と計算方法)

以上

別紙 WebARENA 専用サーバーホスティングサービス（料金表）

1. 適用

(1) 複数契約に対する割引の適用

契約者が複数の基本サービス契約（通常契約および長期契約に限る。）を申し込まれ、その契約者名、請求書送付が同一の場合に限り、2 契約目以降もしくは基本サービスに追加した 2 台目以降のサーバーの初期料金から 31,500 円を減額します。

(2) 指定オプション一括契約

オプション料金について、次の各号の全てに該当する場合に限り、「5. 指定オプション一括契約料金」の月額料金を適用します。

- (a) 当社が別途定める「サーバー・ネットワーク機器監視サービス利用規約」の「外部監視Aタイプクラス 3（サービス監視）」および、「外部監視Bタイプクラス 3（プロセス・リソース監視）」契約がある場合
- (b) オプションサービス「オンコールレポート（無制限）」契約がある場合
- (c) オプションサービス「プロセス再起動代行」契約がある場合
- (d) オプションサービス「故障解析レポート」契約がある場合
- (e) オプションサービス「自動アップデート」契約がある場合

(3) その他

料金表には第 39 条（消費税）に定める、消費税および地方消費税相当額を含む総額を表示します。

2. 基本サービス料金 （1 サーバーごと）

現行サーバータイプ

サーバータイプ	初期料金	月額料金			
		通常契約	長期契約	短期契約	短期契約 （4ヶ月目以降）
スタンダードモデル	102,000 円 （税込 110,160 円）	97,000 円 （税込 104,760 円）	86,000 円 （税込 92,880 円）	180,000 円 （税込 194,400 円）	97,000 円 （税込 104,760 円）
ハイスペックモデル	140,000 円 （税込 151,200 円）	121,000 円 （税込 130,680 円）	94,400 円 （税込 101,952 円）	240,000 円 （税込 259,200 円）	121,000 円 （税込 130,680 円）
エントリーモデル	73,000 円 （税込 78,840 円）	42,000 円 （税込 45,360 円）	35,000 円 （税込 37,800 円）	95,000 円 （税込 102,600 円）	42,000 円 （税込 45,360 円）
スタンダードモデル タイプW	100,000 円 （税込 108,000 円）	52,190 円 （税込 56,365 円）			
ハイスペックモデル タイプW	198,000 円 （税込 213,840 円）	80,761 円 （税込 87,222 円）			
エントリーモデル タイプW	68,000 円 （税込 73,440 円）	31,238 円 （税込 33,737 円）			

3. オプションサービス料金

(1) 監視・保守に関する料金 （1 サーバーごと）

サービス名	初期料金	月額料金	適用
オンコールレポート	無制限	0 円（税込 0 円）	4,000 円（税込 4,320 円）
	スポット	4,000 円（税込 4,320 円）	0 円（税込 0 円）
プロセス再起動代行	0 円（税込 0 円）	2,500 円（税込 2,700 円）	

(2) トラブル・シューティングに関する料金 （1 サーバーごと）

サービス名	料金額	適用
パスワード初期化	2,000 円（税込 2,160 円）	作業 1 回ごと
リモートアクセス復旧	4,500 円（税込 4,860 円）	作業 1 回ごと

(3) 維持・管理に関する料金

（1 サーバーごと）

サービス名	初期料金	月額料金	適用サーバータイプ
自動アップデート	0円(税込0円)	0円(税込0円)	現行サーバータイプ

(4) セキュリティに関する料金

サービス名	初期料金	月額料金	適用	適用サーバータイプ
共用ファイアウォール/ ウイルスチェック	35,000円 (税込37,800円)	25,000円 (税込27,000円)	初期料金:1契約ごと 月額料金:25ポリシーごと	現行サーバータイプ
リモートアクセスVPN	35,000円 (税込37,800円)	7,000円 (税込7,560円)	初期料金:1契約ごと 月額料金:1ログインIDごと	現行サーバータイプ
InfoSphere ダイナミックVPN オプション	シングル構成	60,000円 (税込64,800円)	1契約ごと	スタンダードモデル、 ハイスペックモデル
	冗長構成	85,000円 (税込91,800円)		

(5) 接続サービスに関する料金 (1接続ごと)

サービス名	初期料金	月額料金	適用	適用サーバータイプ
帯域保証 1Mbps～5Mbps	25,000円 (税込27,000円)	25,000円 (税込27,000円)	初期料金:1接続ごと 月額料金: 1Mbpsごと	現行サーバータイプ
帯域保証 6Mbps～10Mbps		19,000円 (税込20,520円)		
帯域保証 11Mbps～20Mbps		15,000円 (税込16,200円)		

(6) IPアドレス取得申請に伴う料金

サービス名	料金額	適用
IPアドレス取得申請料	15,000円(税込16,200円)	IPアドレス追加利用申請1回ごと

(7) IPアドレス拡張・追加利用に伴う料金

項目	IPアドレス帯域	初期料金	設定変更料金※2	月額料金	適用
IPアドレス拡張 利用料	29ビットマスク	0円 (税込0円)	25,000円 (税込27,000円)	8,000円 (税込8,640円)	現行サーバー タイプ
	28ビットマスク			9,800円 (税込10,584円)	

(8) サーバースペックアップに伴う料金

サービス名	容量	初期料金	適用
メモリ増設	1GB	22,000円 (税込23,760円)	適用サーバータイプはサポートにお問合せください
メモリ増設	2GB	30,190円 (税込32,605円)	適用サーバータイプはサポートにお問合せください
ハードディスク増設	72.8GB	75,000円 (税込81,000円)	適用サーバータイプはサポートにお問合せください
ハードディスク増設	146GB	80,000円 (税込86,400円)	適用サーバータイプはサポートにお問合せください
ハードディスク増設	300GB	118,000円 (税込127,440円)	適用サーバータイプはサポートにお問合せください

(9) 複数台接続に伴う料金

サービス名	初期料金	設定変更 料金※2	月額料金	適用	適用サーバータイプ
-------	------	--------------	------	----	-----------

共用ロード バランサ	25,000 円 (税込 27,000 円)	25,000 円 (税込 27,000 円)	9,800 円 (税込 10,584 円)	初期料金:1 契 約ごと 設定変更料金: 1 契約ごと 月額料金:1 振 り分け先ごと	Pleskコントロール パネルを申し込ま ないスタンダード モデル、ハイスペ ックモデル
複数台構成	10,000 円 (税込 10,800 円)	25,000 円 (税込 27,000 円)	3,200 円 (税込 3,456 円)	1 サーバーごと	スタンダードモデ ル、ハイスペック モデル
サーバー間 LAN 接続	5,000 円 (税込 5,400 円)	25,000 円 (税込 27,000 円)	0 円 (税込 0 円)	1 作業ごと	適用サーバータイ プはサポートにお 問合せください

(10) DNS に伴う料金

サービス名	初期料金	月額料金	適用	適用サーバータイ プ
DNS アウトソーシング	1,000 円 (税込 1,080 円)	500 円 (税込 540 円)	1 ゾーンごと	全サーバータイプ

(11) サーバー管理ツールに伴う料金

サービス名	初期料金	月額料金	適用	適用サーバータイ プ
Plesk コントロールパネル 10ドメイン	9,500 円 (税込 10,260 円)	1,900 円 (税込 2,052 円)	1 サーバーごと	Plesk モデル
Plesk コントロールパネル 100ドメイン	9,500 円 (税込 10,260 円)	4,100 円 (税込 4,428 円)	1 サーバーごと	Plesk モデル

(12) Windows オペレーティングシステムに伴う料金

サービス名	初期料金	月額料金	適用	適用サーバータイ プ
Microsoft® SQL Server® Standard Edition	40,000 円 (税込 43,200 円)	40,000 円 (税込 43,200 円)	1 サーバーご と4コアまで	標準モデルタイプ W
	20,000 円 (税込 21,600 円)	20,000 円 (税込 21,600 円)	1 サーバーご と追加2コア	

(13) バックアップストレージに伴う料金

サービス名	初期料金	ストレージ容量 変更	月額料金	適用	適用サーバータイ プ
バックアップストレージ 1TB	30,000 円 (税込 32,400 円)	20,000 円 (税込 21,600 円)	19,000 円 (税込 20,520 円)	1 契約 ごと	スタンダードモデ ル、ハイスペ ックモデル
バックアップストレージ 2TB	30,000 円 (税込 32,400 円)	20,000 円 (税込 21,600 円)	28,000 円 (税込 30,240 円)		

(14) パーティション設定に伴う料金

サービス名	初期料金	月額料金	適用	適用サーバータイ プ
パーティション設定	8,000 円 (税込 8,640 円)	0 円 (税込 0 円)	作業 1 回ごと	現行サーバータイプのうち ディスク増設なしで 300GB 以上のハードディスク搭載 のモデル

4. 事務手数料

項目	料金額	適用
変更手数料	25,000 円 (税込 27,000 円)	1 契約変更請求 ※3 ごとに

5. 指定オプション一括契約料金

契約形態	初期料金	月額料金	含まれるオプションサービス
指定オプション 一括契約	7,500 円 (税込 8,100 円)	48,000 円 (税込 51,840 円)	外部監視Aタイプクラス 3(サービス監視)、外部 監視Bタイプクラス 3(プロセス・リソース監視)、 オンコールリポート(無制限)、プロセス再起動代 行、故障解析レポート、自動アップデート

- ※ 1 Red Hat ならびに Shadow Man ロゴは米国およびその他の国で Red Hat,Inc.の登録商標若しくは商標です。Linux は、Linus Torvalds 氏の登録商標です。その他すべての商標は各社が所有する商標です。
- ※ 2 利用途中での設定変更時に申し受ける料金です。
- ※ 3 変更申請書にて行う、サーバータイプ・契約期間・構成・IP アドレス帯域変更、契約譲渡申請書にて行う契約譲渡を言います。
- ※ 4 Windows の正式名称は、Microsoft Windows Operating System です。
- ※ 5 Microsoft (その他商標・登録商標名)は、米国 Microsoft Corporation の米国およびその他の国における登録商標または商標です。
- ※ 上記の税込金額は、プランごとに消費税を加算した金額になります。実際の請求に際しては、申し込みされた全プランの税抜金額の総額に消費税を加算した金額を請求します。

以上

別紙 1 WebARENA 専用サーバーホスティングサービス（サーバータイプ）

基本サービスにおける各サーバータイプは次のとおりとします。

現行サーバータイプ

サーバータイプ	モデル
ハイスペックモデル	ハイエンド IA サーバー
スタンダードモデル	ミドルレンジ IA サーバー
エントリーモデル	ローレンジ IA サーバー

付記：現行サーバータイプの詳細サーバースペック等は、本サービスの公開ホームページ等の当社が別途定める方法により開示します。

以上

別紙 2 WebARENA 専用サーバーホスティングサービス（オプションサービス）

1. 監視・保守に関するオプションサービス

(1) オンコールリポート

契約者からのサーバーへのリモートアクセスが不能の場合など、契約者からの請求により、サーバー電源の OFF/ON またはリセットボタン操作等を、当社のオペレータが実施する作業をいいます。この操作を実施した結果、サーバーのデータ等が、滅失、毀損した場合でも、当社は一切責任を負わないものとします。

(2) プロセス再起動代行

(ア) 適用

本オプションサービスは、現行サーバータイプの契約者でかつ、当社が別途定める「サーバー・ネットワーク機器監視サービス利用規約」の「外部監視Aタイプクラス 3(サービス監視)」かつ「外部監視Bタイプクラス 3(プロセス・リソース監視)」もしくは「内部監視」の契約者である必要があります。契約期間は暦月 1 ヶ月とします。

(イ) サービス内容

別紙 3(技術的事項)に定めるものでかつ、当社が別途定める「サーバー・ネットワーク機器監視サービス利用規約」の「外部監視Bタイプ クラス 3(プロセス・リソース監視)」もしくは「内部監視」で契約者が指定したプロセスの監視結果に基づいて、当社のオペレータが行う再起動作業等をいいます。作業実施結果は当社指定の方法により契約者へ報告します。

(3) 故障解析レポート

(ア) 適用

本オプションサービスは、契約者が「(2) プロセス再起動代行」を申し込んでいる場合にのみ提供します。

(イ) サービス内容

「(2) プロセス再起動代行」の作業の結果、当該プロセスの動作が回復しなかった場合に、当社のオペレータがサーバーログ等の解析を実施することにより、その原因解析を行う作業等をいいます。これは原因解析を保証するものではありません。また、解析の可否によらず、その作業等の結果については、当社指定の方法により契約者へ報告します。なお、復旧の成果によらず、作業にかかる料金は契約者が支払う料金の対象となります。

2. トラブル・シューティングに関するオプションサービス

(1) パスワード初期化

契約者からの請求により、パスワードを利用開始時の状態に初期化するサービスです。

(2) リモートアクセス復旧

契約者からのサーバーへのリモートアクセスが不能の場合に、その原因がサーバーで動作中のデーモン・ソフトウェア(関連する設定ファイルおよびその内容を含みます。)に起因する場合、契約者からの請求により、当社のオペレータが設定ファイル等の解析および修正を行うことにより、リモートアクセスが可能な状態にする作業をいいます。これはリモートアクセス可能な状態に復旧させることを保証するものではありません。なお、復旧の成果によらず、作業にかかる料金は契約者が支払う料金の対象となります。

3. 維持・管理に関するオプションサービス

(1) 自動アップデート

(ア) 適用

本オプションサービスは、「料金表 3. オプションサービス料金 (3) 維持・管理に関する料金」記載の契約

者を対象に提供します。

(イ) サービス内容

該当ベンダからのセキュリティ・パッチ等を、当社の別途定める方法によりインストールするサービスをいいます。ただし動作の結果、該当ソフトウェア等に不具合が発生した場合でも、当社は一切責任を負わないものとします。

4. セキュリティに関するオプションサービス

(1) 共用ファイアウォール/ウィルスチェック

(ア) 適用

本オプションサービスは、現行サーバータイプの契約者を対象に提供します。契約期間は暦月 1 ヶ月とします。

(イ) サービス内容

契約者のサーバーのセグメントにUTMを設置し、契約者が指定するポリシー内容に基づいて設定を行い提供およびウィルスチェック定義ファイルの更新を行い、メール送受信時のウィルスチェックの提供を行うサービスをいいます。なお、契約者の指定したポリシー内容によって、契約者のサーバー上で動作するサービスへの接続に不具合が発生した場合でも、当社は一切責任を負わないものとします。

(2) リモートアクセス VPN

(ア) 適用

本オプションサービスは、現行サーバータイプの契約者を対象に提供します。契約期間は暦月 1 ヶ月とします。

(イ) サービス内容

契約者に、当社 SSL-VPN 機器を介した契約者のサーバーへのセキュアなアクセスルートを提供するサービスをいいます。当社は、契約者に同時ログインIDを払い出し、契約者はログインIDを用いてSSL-VPN機器を介した契約者のサーバーへの通信を行います。

5. 複数台接続に関するオプションサービス

(1) 共用ロードバランサ

(ア) 適用

本オプションサービスは、現行サーバータイプの契約者および IP アドレス拡張の/28 以上の契約者を対象に提供します。契約期間は暦月 1 ヶ月とします。

(イ) サービス内容

契約者が同一 IP セグメント上に 2 台以上のサーバーを申し込み、かつ本オプションサービスを申し込まれた場合、契約者のサーバーのセグメントにロードバランサを設置し、負荷分散機能を提供するサービスをいいます。利用途中で負荷分散対象サービスを変更する場合は、設定変更料として初期料金がかかります。また、利用途中からの共用ロードバランササービス利用を鑑み、開通時にサーバー契約が 1 台の場合についてもサービスを提供します。

(ウ) 制限

共用ロードバランサの負荷分散機能対象のサーバー台数は 9 台までです。

(2) 複数台構成

(ア) 適用

本オプションサービスは、現行サーバータイプの契約者を対象に提供します。契約期間は暦月 1 ヶ月とします。

(イ) サービス内容

契約者が同一 IP セグメント上に 2 台以上のサーバーを申し込まれた場合、そのサーバー同士をイーサネットにて接続し、1 つのシステムとして提供するサービスをいいます

(3) サーバー間 LAN 接続

(ア) 適用

本オプションサービスは、現行サーバータイプの契約者を対象に提供します。

(イ) サービス内容

契約者が同一 IP セグメント上に 2 台以上のサーバーを申し込み、かつ本オプションサービスを申し込まれた場合、2 台のサーバー同士を(イ)とは異なる個別のイーサネットにて接続し、1 つのシステムとして提供するサービスをいいます。

6. DNS に関するオプションサービス

(1) DNS アウトソーシング

(ア) 適用

本オプションサービスは、全サーバータイプの契約者を対象に提供します。契約期間は暦月 1 ヶ月とします。

(イ) サービス内容

- ・契約者の登録または管理するドメイン名または IP アドレス情報に係るゾーンファイルを作成し、保有します。
- ・1 ゾーンごとに料金を適用します。
- ・当該ネームサーバー自身で保有するゾーン情報のみ返答します。
- ・当社は原則 2 台のネームサーバー(ゾーンサーバー機能を有する DNS)を用意します。

7. インターネット接続に関するオプションサービス

(1) 専用セグメント接続

(ア) 適用

本オプションサービスの提供には、オプションサービスのオンコールリポート(無制限)、および当社が別途定める「サーバー・ネットワーク機器監視サービス利用規約」の「外部監視Aタイプクラス 3(サービス監視)」の契約が必須となります。本オプションサービスは、当社が別途定めるソフトウェア使用に関するライセンス契約の締結が必要となります。また、本サービスの利用に必要な範囲において、該当ソフトウェアのライセンス元等への、契約者が用する ID およびパスワードの開示および使用許諾をしていただきます。

(イ) サービス内容

本サービスで提供するサーバー上で、当社が別途定める動画配信ソフトウェアを利用するにあたって、サーバーおよびサーバーのインターネット接続環境を該当ソフトウェアに最適化し提供することをいいます。

(2) 帯域保証

(ア) 適用

本オプションサービスは、現行サーバータイプの契約者を対象に提供します。契約期間は暦月 1 ヶ月とします。

(イ) サービス内容

帯域保証機能の提供により、契約者に提供するインターネット接続回線の、サーバー収容スイッチから、当社の提供するゲートウェイルータまでのご利用帯域に関して、他利用者のご利用の影響を受けない帯域(以下契約帯域)を設定するサービスです。なお、本サービスは、あらゆる状況における接続速度を保証するものではありません。

8. サーバー管理ツール

(1) Plesk コントロールパネル 10 ドメイン

(ア) 適用

本オプションサービスは、現行サーバータイプの契約者を対象に提供します。契約期間は暦月 1 ヶ月とします。

(イ) サービス内容

サーバーに Plesk コントロールパネル 10 ドメイン版ソフトウェアをインストールし、提供するサービスです。

(2) Plesk コントロールパネル 100 ドメイン

(ア) 適用

本オプションサービスは、現行サーバータイプの契約者を対象に提供します。契約期間は暦月 1 ヶ月とします。

(イ) サービス内容

サーバーに Plesk コントロールパネル 100 ドメイン版ソフトウェアをインストールし、提供するサービスです。

9. Windows オペレーティングシステム

(1) SQL サーバー

(ア) 適用

本オプションサービスは、タイプ W の各サーバータイプの契約者を対象に提供します。契約期間は暦月 1 ヶ月とします。

(イ) サービス内容

サーバーに Microsoft SQL Server をインストールし、提供するサービスです。

10. バックアップストレージ

(1) バックアップストレージ

(ア) 適用

本オプションサービスは、現行サーバータイプの契約者を対象に提供します。ご利用開始後、6ヶ月間が最低契約期間となります。以降の契約期間は暦月1ヶ月とします。

(イ) サービス内容

契約者のサーバーのプライベートセグメントに専用ストレージを設置し提供するサービスをいいます。利用途中で容量を変更する場合は、設定変更料としてストレージ容量変更料金がかかります。

(ウ) 制限

1つのご契約につきご利用可能な専用ストレージは1台までです。

11. パーティション設定

(1) パーティション設定

(ア) 適用

本オプションサービスは、現行サーバータイプのうち、ディスク増設なしで300GB以上のハードディスク搭載モデルの契約者を対象に提供します。

(イ) サービス内容

サーバーのパーティションの初期設定を、契約者の指定する内容に設定するサービスをいいます。

12. その他のオプションサービス

(1) IPアドレス取得申請

契約者からの申請により、第8条(サービスの提供条件)第2項で定めるIPアドレス以外のIPアドレスを取得申請するサービスをいいます。IPアドレスは当社のCIDRブロックからの割り当てとなり、本サービスの利用に制限されます。

(2) IPアドレス拡張

IPアドレス以外のIPアドレスを追加設定するサービスをいいます。追加設定を行うIPアドレス帯域は、「(イ) IPアドレス取得申請」で契約者が取得したIPアドレスに限定します。また、設定できるアドレス帯域は1つのみとします。契約期間は暦月1ヶ月とします。

(3) サーバースペックアップ

契約者からの申請により、当該の専用サーバーに対し、指定されたメモリもしくはハードディスクの増設を行うサービスをいいます。

※ Plesk コントロールパネルは Parallels®の製品です。

以上

別紙3 WebARENA 専用サーバーホスティングサービス（技術的事項）

1. IP アドレス

当社は、契約者に IP アドレスの払い出しを行い、契約したサービスに応じ、当社の設置するルータおよび NW 機器、契約者に供する専用サーバーにそれぞれ IP アドレスを付与します。

2. ネームサーバー

DNS アウトソーシングの申し込みを行った場合は、プライマリおよびセカンダリサーバーについて、当社の指定するサーバーを提供します。DNS アウトソーシングの申し込みがない場合でも、セカンダリサーバーに限り、当社の指定するサーバーを無償で提供します。

3. NTP サービス

当社は、契約者に供するサーバーに対して、当社のネットワークセンタにおいて 1 つの NTP サーバーを提供します。契約者に供するサーバーは、このサーバーのクライアントとして NTP サービスを利用できます。

4. OS 初期化

契約者からの申請により、専用サーバーを利用開始時の状態に初期化する作業を行います。契約者は、この作業を行うことにより、それ以前に当該サーバーのハードディスク内に蓄積されたデータ、ソフトウェア等は滅失することをあらかじめ了解の上、当社に申請するものとします。なお、サーバー初期化作業を行う日時は当社が別途定める作業時間内において実施します。

5. 機能、性能の保証

各サービスに規定された役務は、結果を保証するものではなく、監視対象物件等の対象ソフトウェアおよびハードウェアが告知された範囲で、その機能、性能を、安定して得られるよう合理的かつ最善の作業を行うものとします。

6. ソフトウェアの権利

本サービスで使用するソフトウェア（オープンソースコード・ソフトウェアを含む）については、当社は販売を行うものではなく、現時点で一般に入手可能なものを契約者に代わってインストールを行うものです。これらの各ソフトウェアの権利は各々の著作権者に帰属するものであり、当社はいかなる権利譲渡の代行を行うものではありません。ただし、当社が正式な契約に基づき入手し、納品されたソフトウェアについては、この限りではありません。

7. オプションサービス関連

(1) ログインアカウント

契約者は、当社がオプションサービスの一部を提供する上で、対象となる専用サーバーのスーパーユーザ権限を行使できるログインアカウントを当社に対して提供するものとします。

(2) プロセス再起動代行

「プロセス再起動代行」サービスの対象とするプロセスは本サービスの公開ホームページ等の当社が別途定める方法により開示します。

8. ping 監視

当社は、契約者に供するサーバーに対し、当社のマネジメントサーバーから当社のインターネットバックボーンもしくは内部監視セグメントを介して ping 監視を行います。マネジメントサーバーにてアラームを検知した場合は、障害一次切り分け調査をしたうえで、契約者に対し障害通知を行います。

9. DNS アウトソーシング

当社が提供する DNS サーバーが適切に動作しないことにより生じた損害について、一切の責任を負いません。また、当社が提供する DNS サーバーを予告なく変更する場合があります。このことにより生じた損害についても、一切の責任を負いません。

以上

別紙 4 (品質保証と計算方法)

1. 対象サーバーモデル

品質保証制度は「WebARENA 専用サーバーホスティングサービス 料金表」に定める現行サーバータイプを対象とします。

2. 保証制度

当社の計測システムから契約者へ提供するサーバーまでのネットワーク稼働を計測し、毎月 1 日から当該月末までのネットワーク稼働率が 99.9%を下回る場合に次のとおり減額するものとします。

3. 減額する金額

ネットワーク稼働率	金額
99.8%以上 99.9%未満	当該月における基本サービスの月額料金の 30 分の 1
95.0%以上 99.8%未満	当該月における基本サービスの月額料金の 2 分の 1
95.0%未満	当該月における基本サービスの月額料金の全額

4. ネットワーク稼働率

ネットワーク稼働率は、当該月の時間を稼働時間、当社の計測システムにより当該月にネットワークが停止した時間を合計した累計障害時間により次の式により算出するものとします。

$$\text{ネットワーク稼働率}[\%] = \frac{\text{稼働時間}[\text{分}] - \text{累計障害時間}[\text{分}]}{\text{稼働時間}[\text{分}]} \times 100$$

以上